「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の使用について

令和6年11月 カシオ健康保険組合

## 健康保険組合からの交付されるものについて

	資格情報のお知らせ	資格確認書	被保険者証
形状	紙	プラスティック ※紙で交付の場合あり	プラスティック
特徴	・加入者全員1人につき1枚交付	・原則、本人申請により交付 注)マイナ保険証を理由あって 使用できない方のみ交付 (申請後健保にて確認・審査あり)	・令和6年12月2日以降交付なし ・令和7年12月1日まで有効
有効期限	なし	原則5年(証明書に記載) ※紙で交付の場合は有効期限は数ヶ月	令和7年12月1日
返納	・資格喪失の際返納不要	・有効期限内に資格喪失の際、要返納注)有効期限後は個人情報が記載の為 不正利用されないように注意いただき 各自で廃棄処分してください。	・有効期限内に資格喪失の際、要返納 令和7年12月2日以降返納不要 注)令和7年12月2日以降は個人情報が 記載の為、不正利用されないように注意 いただき各自で廃棄処分してください。
再交付	・人事部経由で申請書を提出することにより可能注)マイナポータルから同内容のファイル「資格情報PDFファイル)」をダウンロード可能。この場合は再交付は不要です。	・人事部経由で申請書を提出すること により可能(1枚につき手数料2,000円)	・なし

## 健康保険の「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の用途など①

#### 資格情報のお知らせ

- ・加入者ご自身が資格等簡易に把握できるように加入者全員に交付
- ・マイナンバーカードに保険証を紐づけはしているが、カードリーダーの不具合等で オンライン資格確認が出来ない場合にマイナ保険証と併せて提示することで医療機関を受診可能
- ※「資格情報のお知らせ」を携帯していなくても、スマホからマイナポータルにログイン後 証明書の中の「健康保険証」をタップして「資格情報」の画面が表示され、下の方へスクロール して「端末に保存」をタップしPDFファイルを保存できるので「画面表示+マイナ保険証」でも受診可能 資格情報のお知らせだけでは受診は出来ません。

#### 【参考】



こちらのQRコードからアクセスも可能です。 (マイナポータルへアクセス)



## 健康保険の「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の用途など②

### 資格確認書

- ・現在の「保険証」と同様のカード型で、被保険者等記号番号、氏名、生年月日などが記載されている。
- ・マイナンバーカードによりオンライン資格確認をうけることが出来ない状況にある方に ついて原則、本人の申請に基づき交付されるもの
  - 注)マイナ保険証が使用できる状況で申請された方には交付は出来ません。 健保にて確認・審査があります。
- ・従来の被保険者証と同様、資格確認書のみで医療機関を受診可能
- ・「マイナ保険証」との違いは医療機関や薬局などに病歴や服薬情報を提供できません。

#### 【参考】

#### 被保険者(本人)



#### 被扶養者 (家族)



## 健康保険の「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の用途など③

# 資格情報のお知らせと資格確認書の使い方

通常はマイナ保険証は 単体使用可能

### マイナ保険証



カードリーダーで読み取り受診

### 資格情報のお知らせ



マイナ保険証が使えないときの証明

### 資格確認書



現行の保険証の 代わりに使う



# 単体で使用

	マイナンバーカード	マイナンバーカード	マイナンバーカードなし
	(保険証紐づけあり)	(保険証紐づけなし)	THE MALE
	マイナ保険証	マイナンバーカード	
	又は	(医療機関窓口で保険証情報の紐づけ可能)	資格確認書
医療機関の受診	マイナ保険証+「資格情報のお知らせ」※1	又は	(令和7年12月1日までは健康保険証
	※1カードリーダのない医療機関への受診	資格確認書	も使用可能)
	やカードリーダの不具合時		5

## 参考:マイナ保険証の利用について(厚生労働省、デジタル庁)



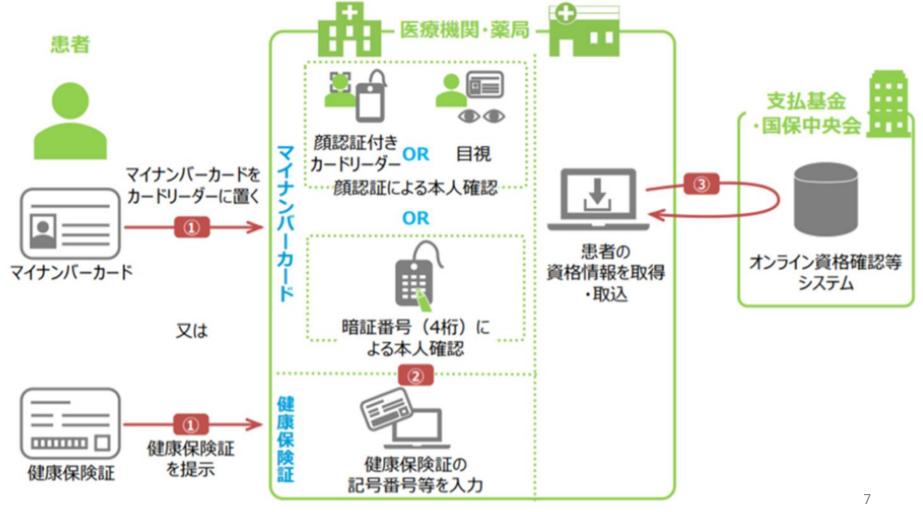


< 関連サイト > 厚労省)

厚労省) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage-08277.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage-08277.html</a>
マイナポータル) <a href="https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou-top.html">https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou-top.html</a>

## オンライン資格確認とは【参考】①

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号により資格情報の確認が可能。 医療機関で患者のマイナンバー(12桁の個人番号)を取り扱うことはありません。



### オンライン資格確認とは【参考】②

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる(オンライン資格確認システムを導入している)医療機関には 「マイナ受付」のポスターやステッカーを提示しています。





ステッカー